

# ダイヤセレクト日本株オープン

追加型投信／国内／株式

ファンドは、特化型運用を行います。

## 分配金引き上げのお知らせ

ご愛顧頂いております「ダイヤセレクト日本株オープン」(以下、「当ファンド」)は、2026年10月20日決算にあたり、基準価額水準および市況動向等を勘案し、以下の通り当期の分配金を200円引き上げ、700円(1万口当たり、税引前)とすることと致しましたのでお知らせいたします。

今後とも、弊社投資信託をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

### 2026年10月20日時点(1万口当たり)

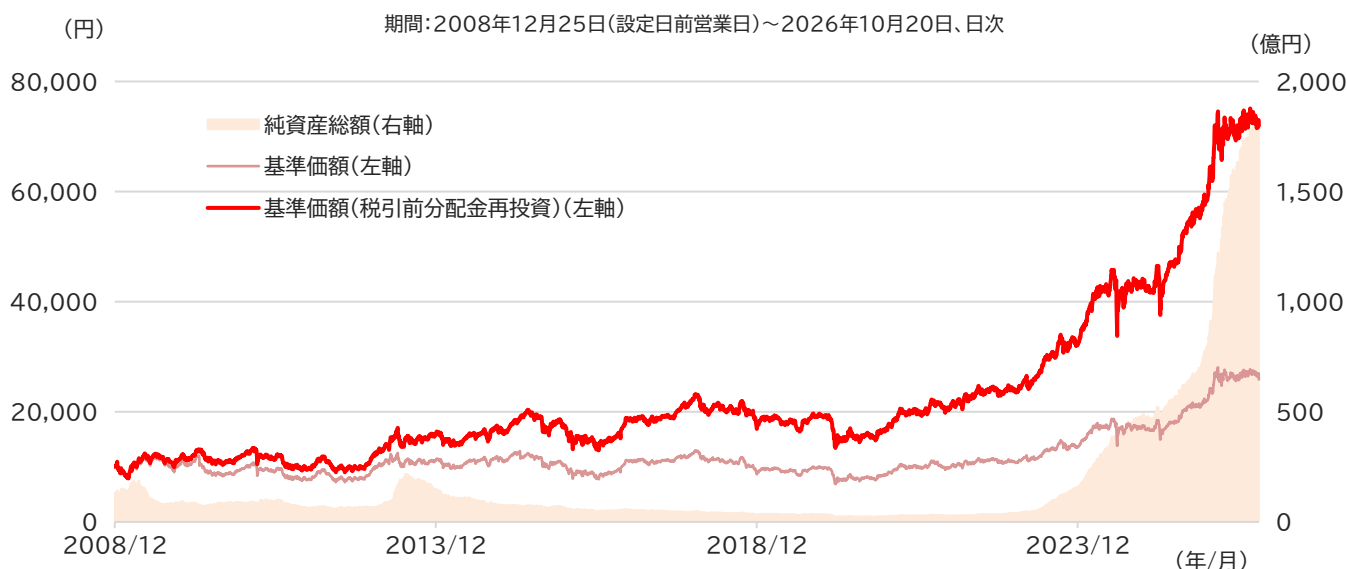
| 当期の分配金(税引前) | 設定来累計(税引前) | 基準価額    | 基準価額<br>(税引前分配金再投資) |
|-------------|------------|---------|---------------------|
| 700円        | 12,900円    | 25,892円 | 71,958円             |

### 直近5年の分配の推移(1万口当たり、税引前)

| 第26期<br>(2021/10/20) | 第27期<br>(2022/4/20) | 第28期<br>(2022/10/20) | 第29期～第35期<br>(2023/4/20～<br>2026/4/20) | 第36期(当期)<br>(2026/10/20) |
|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------------------------|--------------------------|
| 500円                 | 200円                | 300円                 | 各500円                                  | 700円                     |

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

### 基準価額および純資産総額の推移



※基準価額、基準価額(税引前分配金再投資)は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

ファンドの特色

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

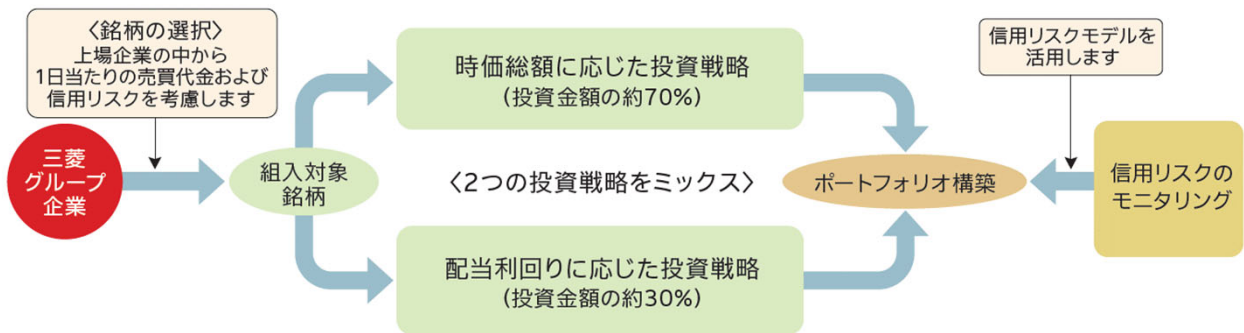
1 「三菱グループ企業」\*の株式の中から、わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

\*ファンドにおいて、「三菱グループ企業」とは、グループとして経営の基本理念を共有する、あるいはグループについて共同で広報等を行う企業またはその持株会社を指します。

2 組入対象銘柄は、流動性や信用リスク等を勘案して選定します。また、個別銘柄の投資比率については、時価総額の大きさに応じて投資する戦略と、配当利回りの大きさに応じて投資する戦略を組み合わせで決定します。

ファンドは、あらかじめ決められた一定の方針にて投資を行うファンドであり、銘柄選択や投資比率調整等により追加的な収益を追求するファンドではありません。

<運用プロセス>



※大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき、三菱グループに大きな変更が発生したとき等、ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、特化型運用を行います。

特化型ファンドとは、投資対象に一般社団法人資産運用業協会の規則に定める支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。ファンドの主要投資対象には寄与度(投資対象候補銘柄の時価総額に占める割合)が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動<br>リスク | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。<br>また、ファンドでは、比較的少数の銘柄への投資を行うため、より多くの銘柄への投資を行うファンドと比べて、1銘柄の株価変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いが大きくなる可能性があります。 |
| 流動性<br>リスク  | 受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                     |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 購入価額               | 購入申込受付日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 換金価額               | 換金申込受付日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 換金代金               | 原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申込締切時間             | 原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                 |
| 換金制限               | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。                                                                                                                                                                                                    |
| 購入・換金申込不可日         | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 信託期間               | 2044年10月20日まで(2008年12月26日設定)                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 繰上償還               | 以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき</li><li>・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき</li><li>・やむを得ない事情が発生したとき</li></ul>                                                                                                                                   |
| 決算日                | 4月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 収益分配               | 年2回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。<br>※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。<br>※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。<br>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。                                                                                                                                                                     |
| 課税関係               | 収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。<br>課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。<br>ファンドは、「NISA」の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。<br>詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除は適用されますが、益金不算入制度の適用はありません。<br>※上記は、2026年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。 |

※作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>上限3.3%(税抜3%)</b> の範囲内で販売会社が定める率をかけた額とします。<br>詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                     |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に <b>年率1.045%(税抜0.95%)</b> をかけた額とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| その他の費用・手数料   | 以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用<br/>ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年66万円)を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。</li><li>・組入・有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料</li><li>・資産を外国で保管する場合にかかる費用</li><li>・信託事務等にかかる諸費用</li></ul> ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

ファンドの関係法人

■ 販売会社(当資料作成日時点)

| 商号(五十音順)                                              | 登録番号                         | 加入協会    |                       |                         |                            |
|-------------------------------------------------------|------------------------------|---------|-----------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                                       |                              | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業<br>協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| アイザワ証券株式会社                                            | 金融商品取引業者<br>関東財務局長(金商)第3283号 | ○       | ○                     |                         | ○                          |
| 株式会社 あいち銀行                                            | 登録金融機関<br>東海財務局長(登金)第12号     | ○       |                       | ○                       |                            |
| 株式会社 青森みちのく銀行                                         | 登録金融機関<br>東北財務局長(登金)第1号      | ○       |                       |                         |                            |
| 朝日信用金庫                                                | 登録金融機関<br>関東財務局長(登金)第143号    | ○       |                       |                         |                            |
| 株式会社 イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)                | 登録金融機関<br>関東財務局長(登金)第633号    | ○       |                       |                         |                            |
| 株式会社 SBI証券                                            | 金融商品取引業者<br>関東財務局長(金商)第44号   | ○       | ○                     | ○                       | ○                          |
| 株式会社 SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社 SBI証券)               | 登録金融機関<br>関東財務局長(登金)第10号     | ○       |                       | ○                       |                            |
| 株式会社 SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)              | 登録金融機関<br>関東財務局長(登金)第10号     | ○       |                       | ○                       |                            |
| 岡崎信用金庫                                                | 登録金融機関<br>東海財務局長(登金)第30号     | ○       |                       |                         |                            |
| 十六TT証券株式会社                                            | 金融商品取引業者<br>東海財務局長(金商)第188号  | ○       |                       |                         |                            |
| 株式会社 荘内銀行                                             | 登録金融機関<br>東北財務局長(登金)第6号      | ○       |                       |                         |                            |
| 大熊本証券株式会社                                             | 金融商品取引業者<br>九州財務局長(金商)第1号    | ○       |                       |                         |                            |
| 東海東京証券株式会社                                            | 金融商品取引業者<br>東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○                     | ○                       | ○                          |
| 株式会社 長崎銀行                                             | 登録金融機関<br>福岡財務支局長(登金)第11号    | ○       |                       |                         |                            |
| 南都まほろば証券株式会社                                          | 金融商品取引業者<br>近畿財務局長(金商)第25号   | ○       |                       |                         |                            |
| 株式会社 西日本シティ銀行                                         | 登録金融機関<br>福岡財務支局長(登金)第6号     | ○       |                       | ○                       |                            |
| 株式会社 百五銀行                                             | 登録金融機関<br>東海財務局長(登金)第10号     | ○       |                       | ○                       |                            |
| 百五証券株式会社                                              | 金融商品取引業者<br>東海財務局長(金商)第134号  | ○       |                       |                         |                            |
| 株式会社北都銀行                                              | 登録金融機関<br>東北財務局長(登金)第10号     | ○       |                       |                         |                            |
| 松井証券株式会社                                              | 金融商品取引業者<br>関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                       | ○                       |                            |
| マネックス証券株式会社                                           | 金融商品取引業者<br>関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                     | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                                     | 金融商品取引業者<br>関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                     | ○                       | ○                          |
| 株式会社 三菱UFJ銀行                                          | 登録金融機関<br>関東財務局長(登金)第5号      | ○       |                       | ○                       | ○                          |
| 株式会社 三菱UFJ銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) | 登録金融機関<br>関東財務局長(登金)第5号      | ○       |                       | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                         | 登録金融機関<br>関東財務局長(登金)第33号     | ○       | ○                     | ○                       |                            |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                                 | 金融商品取引業者<br>関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○                     | ○                       | ○                          |
| 楽天証券株式会社                                              | 金融商品取引業者<br>関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                     | ○                       | ○                          |

※販売会社によっては、現在、新規の申込みの取扱いを中止している場合があります。  
※東海東京証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般社団法人日本STO協会に加入しています。(本情報は、販売会社からの依頼に基づき記載しております。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。)

■ 設定・運用 お問い合わせは



東京海上アセットマネジメント

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

※営業日の9:00~17:00

商号等 : 東京海上アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号  
加入協会 : 一般社団法人資産運用業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

## 一般的な留意事項

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は、投資者保護基金の補償対象ではありません。